

# 暮らしの情報

※詳しいことは圓にお問い合わせください。

## 行政

### 家屋の新・増改築・解体、用途変更はご連絡を！

平成25年中に新・増改築した家屋は、同26年度から固定資産税の課税対象となります。新・増改築が終了したら早めに本庁・課税課へご連絡ください。身分証明書を携帯した調査員が、事前に連絡して調査にうかがいます。

また、家屋を解体したときは「解家届」を、用途を変更したときは「用途変更届」を本庁・課税課または各支所担当課へ提出してください（届出書は、同課に備え付けています）。届け出がないと、解体前や用途変更前の固定資産税が課税され続ける場合があります。

本庁・課税課

### 天草不知火海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を縦覧できます

9月1日現在で提出された申請書に基づき、10月15日までに調製した天草不知火海区漁業調整委員会委員選挙人名簿を縦覧できます。

縦覧の結果、登録漏れや誤りなどの異議がある人は、縦覧期間内に選挙管理委員会事務局へ申し出てください。

▼対象 平成5年12月6日以前に生まれた人で、市内に住所または事業場があり、漁船を使って年間90日以上漁業を営む人（法人）または従事する人。

▼縦覧期間 10月20日⑨から11月3日⑩まで。

▼縦覧場所 本庁・選挙管理委員会事務局。

本庁・選挙管理委員会事務局

### 介護保険制度における住宅改修説明会を開催

住宅改修をする施工業者を対象に、介護保険制度における住宅改修説明会を開催します。

内容 介護保険住宅改修の

### 広告取扱者を募集します

市では、各種健診の案内用封筒やチラシへの広告掲載事業に取り組んでいます。

今回、民間事業者などの広告の募集や取りまとめを行う事業者（広告代理店を営む人など）を募集します。

▼応募資格 市内に事業所があり、市税を完納していること。

▼募集期間 11月13日⑩まで。  
▼申込方法 天草中央保健福祉

## 「議会報告会」を開催します

### ◆議会報告会日程

地区	とき	ところ
小宮地、宮南、大宮地、大多尾、中田、碓石	10月22日⑧ 19:00～	新和町民センター
栖本	10月24日⑩ 19:00～	栖本福祉会館
福連木下田北下田南	10月29日⑩ 19:00～	福連木地区コミュニティセンター
高浜大江	10月31日⑩ 19:00～	高浜地区コミュニティセンター

本庁・議会事務局

## 市政懇談会を開催します

市では、市民と行政の協働によるまちづくりをさらに推進するため、市民の皆さんのご意見を直接お聞きする市政懇談会を開催します。今回は、自治基本条例（案）をテーマに、意見交換を予定しています。多くの皆さんのご参加をお待ちしています。

### ◆市政懇談会日程

地区	とき	ところ
五和	10月21日⑧	地域交流センターおおくす
河浦	10月25日⑨	一町田地区コミュニティセンター
倉岳	10月28日⑩	倉岳多目的研修集会施設
本渡	10月29日⑩	天草市民センター大会議室
牛深	10月30日⑩	牛深総合センター4階大会議室
御所浦	10月31日⑩	御所浦保健福祉センターいさな館（御所浦支所2階）
栖本	11月5日⑩	栖本福祉会館
天草	11月6日⑩	高浜地区コミュニティセンター
新和	11月7日⑩	新和町民センター
有明	11月11日⑩	有明町民センター

※時間はいずれも午後7時30分から同9時まで。

本庁・秘書課

社センターに備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、同センターへ提出してください。なお、申込用紙は市のホームページからも取得できます。

▼説明会 11月11日⑨午前10時から、天草中央保健福祉センター・会議室A。

本庁・天草中央保健福祉センター  
☎0620

## 2013年漁業センサスを実施

農林水産省では、11月1日現在で「2013年漁業センサス」を実施します。

漁業センサスは、漁業の実態を明らかにするため、全国のすべての漁業を営む漁家や会社、漁業管理組織などを対象に、5年ごとに実施される大規模な調査です。

調査の結果は、国や地方公共団体が行う水産業施策の基礎資料などとして利用されます。

対象となる世帯または事業所へは、調査員証を携帯した統計調査員が調査票の記入のお願いにうかがいますので、ご協力をお願いします。



漁業センサス

本庁・政策企画課

## 住宅の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の減額について

平成28年3月31日までに、次の要件に該当する住宅の「省エネ改修工事」または「バリアフリー改修工事」を行った場合、翌年度の固定資産税が減額されます。

### 省エネ改修工事

- 対象家屋＝平成20年1月1日以前に建設された住宅（賃貸住宅を除く）。
- 工事内容
  - 窓の断熱改修工事（二重サッシ化・複層ガラス化など）とあわせて、次の3つの工事のいずれかを行うこと。①床②天井③壁の断熱改修工事（断熱材を入れる工事など）。
  - 改修箇所が省エネ基準に適合すること。
  - 当該改修工事に要する自己負担額が50万円以上であること。
- 減額される範囲と期間＝1戸あたりの居住部分の床面積120㎡を限度とし、当該家屋の翌年度1年分の固定資産税を3分の1減額。

■申告手続き＝工事完了後3カ月以内に、本庁・課税課または各支所担当課に備え付けの申告書に添付書類を添えて、同課へ提出してください。

本庁・課税課

### バリアフリー改修工事

- 対象家屋＝平成19年1月1日以前に建設された住宅（賃貸住宅を除く）、次のいずれかの人が居住する住宅。①65歳以上の人②介護保険法の要介護・要支援の認定を受けている人③障がい者の人。
- 工事内容
  - ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差の解消⑦引き戸への取り替え⑧床表面の滑り止め。
  - 当該改修工事に要する自己負担額が50万円以上であること。
- 減額される範囲と期間＝1戸あたりの居住部分の床面積100㎡を限度とし、当該家屋の翌年度1年分の固定資産税を3分の1減額。